



今月のテーマ：ACPって何？



肝付町立病院ではACPに取り組んでいます。ACPとはアドバンス・ケア・プランニングの略で、人生会議とも呼ばれています。将来、命に関わる大きな病気やけがをした時に備えて、自分が“どう生きたいか、どう過ごしたいか”、どのような医療やケアを望むかについて、本人の意向をかなえるために、本人が信頼できる人たちや医療ケアチームと事前に話し合い、共有するプロセスを指します。大切なのは意思を示すことではなく意志決定までの話し合いやプロセスです。

一般的に人は自分の寿命を長めに見積もる傾向にあり、自らが死を迎えるということを意外と想定していないと言われています。命の危機が迫った状態になると約70%の方が、これからの医療やケアについて自分で決めたり人に伝えたりすることができなくなるとも言われています。もしも自分がそのような状況になったときに、誰がどのようにしてあなたのことを決めるのでしょうか？そしてそれはあなたが望むものなのでしょうか？家族など自分の信頼できる人たちが、この人だったら多分こう考えるだろうとその人の気持ちを想像しながら治療・ケアについて話し合いをすることになります。その時、自分の信頼できる人たちが、自分自身の価値観や気持ちをよく知っていてくれることが、重要な助けとなります。自分が大切にしてきたこと、これから大切にしたいこと、して欲しいこと、して欲しくないことなど大切な人たちと希望を語り合いましょう。

人生会議という愛称は、厚生労働省が2018年8月から9月にかけて公募し、1037件の応募の中から選定されました。「縁起でも無いことと避けて、医療従事者とだけでなく、食卓の場など身近な場面で話し合えるようになって欲しい」という想いが込められています。又、「いい看取り」の語呂合わせから11月30日が人生会議の日と定められています。死は誰にでもいつか訪れるもの、自分の意志を言葉にできるうちに、何をしたいか、どういう治療をどのくらい希望するかなど家族や大切な人たちと話し合っておくことはとても重要なことです。11月30日の人生会議の日を一つのきっかけにしてみたいはいかがでしょうか。肝付町立病院のACPシートを見たい、話を聞いてみたいと思われましたら是非ご連絡ください。

文：肝付町立病院 看護部（病棟）

お問い合わせ先 肝付町立病院 ☎ 0994(67)2721



消費生活相談

「見守り」と「気づき」で高齢者の被害を防ごう

【見守りと気づきのポイント】

■居室・居宅の様子

- ・不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などはないか
- ・新品の同じような商品が大量にないか
- ・屋根や外壁などに不審な工事の形跡がないか
- ・不審な業者が出入りしている形跡はないか

■本人の言動や態度など

- ・不審な電話やメールのやり取りなどはないか
- ・お金に困っている様子はないか
- ・何を買ったか覚えていないなど、判断能力に不安はないか
- ・元気がないなど困った様子はないか



●みんな気をつけて●

- ・困ったとき、心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。家族や地域包括支援センターの職員など周囲の方からでも相談できます。
- ・「知らない電話には出ない」「その場で契約せず家族や周囲に相談する」など対応策も伝えましょう。地域の見守り活動や留守番電話機能なども活用しましょう。



■心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

消費生活相談窓口（鹿屋市消費生活センター）☎ 0994(31)1169 消費者ホットライン☎ 1 8 8